

保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書

平成 年 月 日

和歌山県知事 仁坂 吉伸 様

住所
申請者
氏名 ㊟
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり森林の立木を伐採したいので許可されたく、森林法第34条第1項（第44条において準用する同法第34条第1項）の規定により申請します。

保安林（保安施設地区）の指定の目的													
森林の所在場所					森林所有者		伐採の方法	伐採する立木の		伐採面積及び	伐採の期間	森林経営計 画の有無	備考
市郡	町村	大字	字	地番	住所	氏名又は名称	伐採率	樹種及び年齢	伐採立木材積				
日高郡	日高川町						%	年生	ha m ³	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			

注意事項

- 1 申請書は、指定施業要件を定めるについて同一の単位とされる保安林ごとに、伐採年度ごとに、作成すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 伐採の方法別には、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 4 伐採する立木の樹種及び年齢欄には、樹種別に行を分けて記載し、立木の年齢は、伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「○～○」のように記載すること。
- 5 伐採面積及び伐採立木材積欄には、皆伐による場合にあっては伐採立木材積の記載を要しない。
- 6 伐採の面積は、実測又は見込みとし、少数第4位まで記載すること。
- 7 森林経営計画の有無の欄には、伐採しようとする立木の存する森林が森林法第34条第10項ただし書に規定する森林経営計画等の対象とする森林であるときは、「有」と記載すること。
- 8 備考欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積
 - (2) 伐採跡地について行う植栽の時期
- 9 添付図面は、1/5万の地形図（位置図）及び1/5千の森林基本図（区域図）若しくはこれらに準ずるものを使用し、伐採する区域を明示すること。ただし、皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の区域も明示すること。
- 10 伐採する者と造林をする者が異なり、当該伐採しようとする保安林の指定施業要件に植栽義務がある場合は、造林を行う者の同意書を添付すること。